

令和7年度アピアランス支援モデル事業公募要綱

1. 目的

本事業は、がん治療に伴う外見の変化を克服し、がん患者が社会生活を送りやすくするため、医療現場における適切なアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制を構築し、効果的な支援体制について検証することを目的として、国が財政的支援を行うものである。

2. 応募の資格

以下の全ての要件を満たす病院であること。

- ① がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院及び東病院を含む。）をいう。）、特定領域がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院のいずれかであること。
- ② 院内外のがん患者やがん治療経験者、家族等（以下、がん患者等）から、がん治療に伴う外見の変化に関する相談に適切に対応できるよう、がん患者等に対しアピアランスケア（アピアランスケアに関する相談支援・情報提供を含む。）を行った経験がある医療従事者を自施設において確保していること。あるいは、本事業開始までに確保可能であること。
- ③ ②の医療従事者を配置することにより、アピアランスケアに関する相談支援及び情報提供について、多職種が連携して応じられる体制を整備していること。または、本事業開始までに整備可能であること。
- ④ 本事業の趣旨について理解し、施設全体として対応可能な体制が確保できること。
- ⑤ 厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班が今後実施する調査に参加・協力ができる体制を確保できること（病院の医療従事者に対する調査を実施する可能性があるほか、患者介入研究などについて研究班から個別に調査参加について相談をする可能性がある。）。
- ⑥ 令和5・6年度アピアランス支援モデル事業において採択された病院ではないこと。
- ⑦ 本事業終了後も、3.（1）の取組み（厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班との連携を除く。）を継続できること。

3. 事業内容等

(1) 事業内容

都道府県及び厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班と連携しながら、次に掲げる事業を行う。なお、本事業を実施するにあたっては、厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）における「がん患者に対するアピアランスケアの均てん化と指導者教育プログラムの構築に向けた研究」、「がん患者に対する質の高いアピアランスケアの実装に資する研究」、「アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築に向けた研究」の研究成果を踏まえ実施すること。

- ① 院内外のがん患者等からの、がんの治療に伴う外見の変化に関する不安や疑問に適切に対応するため、多職種が連携してアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供を実施する体制を構築した上で、2. ②の医療従事者を配置し、がん患者等に面談や電話等による相談支援や情報提供を行う。
- ② 2. ②の医療従事者及び当該病院内でアピアランスケアを推進する管理的立場の者が、国立研究開発法人国立がん研究センターが実施するアピアランスケア研修（e-learning）及び本事業と連携する厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班が東京都内（予定）で開催する実地研修を受講した上、2. ②の医療従事者が中心となり、院内の医療従事者に対する教育を実施する。
- ③ 都道府県や自施設と連携している地域の医療機関とともに、都道府県内におけるアピアランスケアに関する課題を抽出し、課題への対応を検討する場を設ける。課題への対応については、これらの者と協力して計画的に取り組む。
- ④ 都道府県と協力し、地域の理美容関連サービス等の社会資源について、リスト化する等して整理し、必要に応じて、相談支援や情報提供等に活用する。
- ⑤ 都道府県と協力し、都道府県内におけるアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供の体制を構築し、その周知を行う等により、他の医療機関で治療を受けているがん患者等からの相談にも対応できる体制を整備する。

(2) 実施期間

実施通知日（実施通知日が令和7年4月1日より前であった場合には、令和7年4月1日）から令和8年3月31日までとする。

(3) 予定補助事業者数

本事業における補助事業者数は、10病院の予定である。

(4) 各事業者間の連携と情報共有

本補助金において支援を受ける事業者においては、事業の進捗などの情報を共有する場に参加し、アピアランスケアの効果的かつ効率的な実施の為に、厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）の研究班及び各事業者間での情報共有等に協力すること。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成に当たっては、補助対象経費は以下を予定している。

(1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、概ね250万円程度の予定である。

(2) 補助対象経費

アピアランス支援モデル事業に必要となる以下の経費。

なお、3. (1) ②のアピアランスケア研修（e-learning）の受講に要する経費及び他の補助事業の対象経費となっている経費については、本事業の対象経費とすることはできない。

報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費（保険料）、会議費、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）及び借料及び損料

ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）及び共済費（保険料）については、3. (1) ②の研修を受けた2. ②の者に係るものに限る。

5. 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

6. 応募方法

病院の長が都道府県を通じて応募することとし、1都道府県あたり最大2病院までの応募を可能とするが、採択にあたっては1都道府県あたり1病院を原則とする。なお、1都道府県あたり2病院を超える応募があった場合には、事業計画書において所要額が少ない2病院の応募のみを受け付けることとし、その他の病院の応募は受け付けない。

(1) 提出書類

アピアランス支援モデル事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

- ・ 団体概要（様式2）
- ・ 事業計画書（様式3）
- ・ 所要額内訳書（様式4）
- ・ その他
定款（寄付行為）、前年度事業報告書

(2) 提出先

電子媒体（PDF）及び紙媒体1部を、下記の提出先に令和7年2月27日（木）17時までに提出すること。

なお、紙媒体については、すべてA4コピー用紙両面刷りによること。

<電子媒体提出先>

mhlw-cancer@mhlw.go.jp

<紙媒体提出先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課がん予防係

7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択病院を決定する。

審査にあたっては、原則として書面審査により行うこととする。

審査は令和7年3月頃に予定している。

応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査にあたっては、現時点におけるアピアランスケアに関する相談支援の実績や体制整備状況（配置する医療従事者と院内の多職種との連携体制や、都道府県や地域の医療機関との連携を通じた都道府県内での体制などを含む。）、事業開始後の更なる整備の見込み、本事業終了後における取組の継続可能性等を考慮する。

採択病院は、以下①～②の順番で決定する。なお、採択にあたっては1都道府県あたり1病院を原則とする。

- ① 応募のあった病院のうち、令和5・6年度において採択された病院がない都道府県（※1）に所在する病院の中から、評価が高い順番で採択する。
- ② ①で採択された病院数が予定補助事業者数に満たない場合には、応募のあった病院（①で採択された病院を除く。）の中から、評価が高い順番で採択する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

（※1）令和5・6年度において採択された病院が所在する都道府県は以下のとおり。

北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課がん予防係

TEL：03-5253-1111（内3827）